

令和6年度 運営指導の主な指摘事項（サービス別）

（岩手県）

サービス種別	項目	主な指摘の内容
共通事項	人員基準	複数の職務を兼務している職員について、各職務の勤務時間数が明記された勤務表等が整備されていないので、勤務体制を明確にする観点から、当該書類を整備すること。
共通事項	運営基準	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会と虐待の防止のための対策を検討する委員会を同時に開催する場合は、それぞれの委員会の開催状況及び結果を確認できるよう記録等を整理すること。
共通事項	運営基準	感染症の予防及びまん延の防止のための指針について、改正後の内容について確認できなかった。整備していない場合は整備すること。
共通事項	運営基準	感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
共通事項	運営基準	建物の専用区画の用途が異なっていることから、平面図を変更し、変更届を提出すること。
共通事項	運営基準	浴室の衛生管理について、循環式浴槽については、年2回以上のレジジオネラ属菌等の検査実施が必要であるが年1回の実施にとどまっているため、年2回以上の検査を実施すること。
共通事項	運営基準	遅くとも令和7年3月31日までに、「業務継続計画に係る研修及び訓練」を年1回以上実施すること。
共通事項	運営基準	運営規程について、虐待の防止のための措置に関する事項が記載されていないことから、速やかに是正し、変更届を提出すること。
共通事項	運営基準	感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。
訪問介護	運営基準	業務継続計画が未策定であることから、速やかに策定すること。 また、業務継続計画の具体的内容について、研修及び訓練を定期的の実施すること。
共通事項	運営基準	業務管理体制変更届が提出されていないことから、振興局へ変更届を提出すること。
共通事項	運営基準	運営規程の変更届が提出されていないことから、振興局へ変更届を提出すること。
共通事項	運営基準	職場におけるハラスメントの防止のための方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。また、相談に適切に対応するため、窓口を定め、従業者に周知すること。
共通事項	運営基準	介護職員等処遇改善加算の算定に係る賃金改善方法の周知について、事業所・施設における賃金改善を行う方法等について処遇改善計画書を用いて職員に周知すること。
共通事項	介護報酬	夜勤職員配置加算について、1日平均夜勤職員数は、月ごとに要件の適否を確認することとされているが、確認せずに算定されていた。算定要件に適合していることは確認できたが、今後は、適正に加算の要件確認を行うこと。

サービス種別	項目	主な指摘の内容
共通事項	介護報酬	介護職員等処遇改善加算について、加算（Ⅰ）の算定にあたり、以下により公表すること。 （令和６年度の経過措置） 職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目を「事業所の特色」欄で選択すること。 （令和７年度以降） 職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、新加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄に記載すること。
訪問介護	人員基準	訪問介護事業所と訪問看護事業所の管理者を兼務しているが、訪問介護事業所における管理者としての勤務時間が少なく、管理上支障があると認められることから是正すること。
訪問介護	運営基準	訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととされているが、速やかに必要な措置が講じられていない場合があったことから、是正すること。
訪問介護	介護報酬	特定事業所加算の算定にあたり、訪問介護員等及びサービス提供責任者についての個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を作成すること。
訪問介護	介護報酬	指定訪問介護員の員数が常勤換算方法で、2.5に満たない期間があったことから、是正すること。
訪問介護	介護報酬	事業所と同一敷地内の建物に居住する利用者に対する訪問介護について、減算が適用されていない事例が確認されたので、同様の事例の有無について自主点検を行い、その結果を報告すること。
訪問看護	運営基準	訪問看護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を年１回以上実施すること。
通所介護	人員基準	指定通所介護の提供日ごとに、当該通所介護を提供している時間帯に、専ら当該通所介護の提供に当たる生活相談員を１人以上配置すること。
通所介護	運営基準	指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされているが、市町村（当該利用者の保険者）に連絡（事故報告）していない場合があったことから、是正すること。
通所介護	介護報酬	サービス提供体制強化加算Ⅰについて、職員の割合に係る算定要件について、指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であることとされているが、常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く）の平均を年度当初の算定にあたって確認していないことから、５年度及び６年度について、算定要件を満たしているか確認すること。 また、当該確認の結果、加算の区分変更等が必要な場合は、併せてその旨報告すること。
通所介護	介護報酬	入浴介助加算について、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。
短期入所生活介護	運営基準	身体的拘束等の適正化及び虐待の防止のための指針について、利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針等が確認できなかったため、未整備の場合は整備すること。
短期入所生活介護	運営基準	消火訓練及び避難訓練の実施がされていないことから、今後は年２回以上（うち１回は夜間想定）実施すること。

サービス種別	項目	主な指摘の内容
短期入所生活介護	介護報酬	看護体制加算について、併設事業所における看護体制加算の算定に当たっては、本体施設における看護職員の配置とは別に、必要な看護職員の配置を行う必要がある。看護職員は本体施設と併設事業所を兼務しているとのことであるが、それぞれの勤務時間数を常勤換算数により算出せずに算定されていた。今後は、適正に加算の要件確認を行うこと。
短期入所生活介護	介護報酬	緊急短期入所受入加算について、緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項の記録が整理されていない事例があったことから、必要な記録、書類を整備すること。
特定施設入居者生活介護	運営基準	協力医療機関等について、指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った都道府県知事に届け出なければならないとされているが、未届であることから、速やかに届け出ること。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関であることから、新興感染症の発生時の対応について協議を行うこと。
福祉用具貸与 福祉用具販売	人員基準	福祉用具専門相談員の員数について、事業所に置くべき福祉用具専門相談員の員数が、常勤換算方法で2人以上を満たしていないことから、事業者内で共有し、人員配置の見直しを検討すること。
介護老人福祉施設	運営基準	身体的拘束等の適正化のための指針について、「入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針」の記載がないことから、当該項目を盛り込むこと。
介護老人福祉施設	運営基準	協力医療機関について、協定未締結の医療機関が一部見受けられることから、締結に努めること。
介護老人福祉施設	運営基準	「事故対応マニュアル」の他に、基準省令で定める必要事項が記載された「事故発生の防止のための指針」を整備すること。
介護老人福祉施設	介護報酬	看取り介護加算について、当該加算Ⅰを算定できる入所者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者とあり、医師が回復の見込がないと診断した者であって、その後入所者の介護に係る計画を作成し、同意を得た者とされている。 同意日より前の日を当該加算の起算日として算定している取扱いが確認された。 現状の取扱いは、算定要件を満たしていないことから、当該加算に係る領収済の介護報酬及び自己負担額については、全額過誤調整を要するため、自主点検し、報告すること。
介護老人保健施設	介護報酬	褥瘡マネジメント加算について、当該加算の算定要件において「入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、管理内容や入所者の状態について定期的に記録すること」とある。 令和6年3月までは併設する病院医師により週2回の記録があるが、令和6年4月以降、定期的な記録が残されていないことから、これを是正すること。